

# マイナンバーの下4桁の確認および 保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください。



マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)を基本とする仕組みになりますので、以下の①、②についてご協力をお願いいたします。

## ① マイナンバーの下4桁をご確認ください



当健保組合に登録されているマイナンバーの下4桁を表示していますので、ご確認をお願いします。



左記の通知書に記載されたマイナンバーの下4桁とお手元のマイナンバー下4桁を照合して、誤りがないかご確認をお願いします。  
誤りがあった場合は、お手数ですが健康保険組合までご連絡ください。



マイナンバーは、  
マイナンバーカードの  
裏面に記載されています。

※マイナンバーカードを持っていない場合は、通知カードなどで確認することができます。

## ② 保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください



保険証は、令和7年12月1日まで使用することができますが、マイナ保険証に切り替えることで、ご自身の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。マイナ保険証をお持ちでない場合は、速やかに取得いただきますようお願いいたします。

なお、従来の保険証と同様、マイナ保険証を持っていれば、原則全ての医療機関等で保険診療を受けることができます。

ただし、「オンライン資格確認等システム」を導入していない医療機関(高齢の医師等の医療機関)を受診するときなど、マイナ保険証が使えない場合に備えて、フローチャートを参考にマイナポータル資格情報画面 または 資格情報のお知らせをご用意いただきますようお願いいたします。

### マイナ保険証が使えない場合に備えるためのフローチャート

#### ステップ1

マイナンバーカードと  
スマホを持っている



Yes

【お願い】

マイナポータル資格情報画面をスマホにダウンロードしてください。

- ▶ ダウンロードするためには、マイナ保険証の利用登録の手続きが必要となります。ダウンロード方法は、裏面を参照してください。

NO

#### ステップ2

マイナンバーカードは持っているが、  
スマホは持っていない



Yes

【お願い】

資格情報のお知らせ(様式の左下を切り取ったもの)をマイナンバーカードと一緒に携帯してください。

- ▶ 切り取った資格情報のお知らせを紛失・棄損した場合は、令和6年12月2日以降に「資格情報のお知らせ交付申請書」をご提出ください。

NO

#### ステップ3

マイナンバーカードを持っていない



Yes

【お願い】

マイナンバーカードの取得にご協力をお願いします。

- ▶ マイナ保険証の取得が困難な方については、令和7年12月2日までに資格確認書を交付します。それまでの間は、保険証をご活用ください。



マイナンバーカードを取得すれば、医療機関等の窓口でもマイナ保険証の利用登録手続きができます。マイナ保険証をお持ちでない場合は、まずマイナンバーカードを取得いただきますようお願いいたします。



## マイナポータル資格情報画面のダウンロード方法

マイナ保険証とスマートフォンをお持ちの場合は、以下の順にマイナポータルの資格情報画面をダウンロードしてください。

【手順1】通知書に記載されたQRコードを読み取ります。

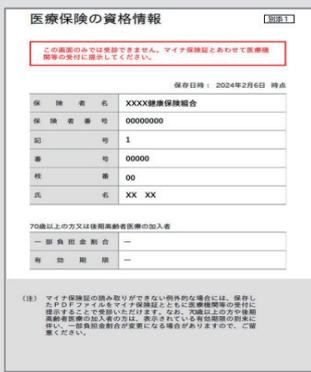


【手順2】マイナポータルにログインします。



ログイン後トップページの「健康保険証」を選択します。

【手順4】資格情報画面のダウンロード完了。



【手順3】「端末に保存」を選択します。



## よくあるご質問

Q1: マイナポータルの資格情報画面または資格情報のお知らせのみで保険診療を受けられるのですか？

A1: マイナポータルの資格画面や資格情報のお知らせだけでは、保険診療を受けられません。オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関に受診する際は、マイナ保険証と一緒に窓口に提示いただきますようお願いいたします。

Q2: 資格情報のお知らせは、必ず携帯しなければならないのですか？

A2: マイナポータルの資格情報画面をダウンロードした場合は、資格情報のお知らせを携帯する必要はありません。マイナポータルの資格情報画面をダウンロードしたスマホは必要です。

Q3: 保険証の廃止後、保険給付の請求に必要な記号、番号はどのように確認するのですか？

A3: 保険給付の請求時に必要な記号・番号は、マイナポータルの資格情報画面や資格情報のお知らせで確認することができます。

Q4: 資格情報のお知らせを紛失した場合、どうするのですか？

A4: マイナポータルの資格情報画面を確認できる場合、再交付の手続きは不要です。なお、マイナポータルの資格情報画面を確認できない場合は、資格情報のお知らせ交付申請書で再交付の手続きをしてください。

Q5: 氏名変更や資格の変更・異動があった場合、資格情報のお知らせは再交付されるのですか？

A5: マイナポータルで資格情報画面を確認できる場合は、資格情報のお知らせは、原則再交付いたしません。ただし、マイナポータルにログインできない場合は、Q4の方法により再交付申請ください。